

厚生労働省提出資料

積立金の平滑化について

社会保障審議会年金数理部会報告書(抜粋)

【令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)】

(社会保障審議会年金数理部会)

(4)積立金の初期値の設定方法

将来見通しの出発点となる積立金については、時価に基づく一時点の実績を参照しているため、金融経済情勢の変動による影響を受けやすい。このことが長期的な観点で財政を評価する上での攪乱要因(ノイズ)とならないよう、例えば数理的評価(過去の一定期間の時価の平滑化を行う評価方法)とするなど、マクロ経済スライドの最終年度の決定にふさわしいものとなるよう工夫が必要である。 なお、この工夫に当たっては、例えば、当該年度中の四半期の平均や過去3か年の平均などと比較して一定以上乖離した場合にのみ平準化した評価額を使用することも考えられる。

【公的年金財政状況報告 ー令和元(2019)年度ー】(社会保障審議会年金数理部会)

時価評価された積立金は金融市場の短期的な変動を受けやすいことから、長期的な観点から財政状況を評価する際には、例えば一定期間平滑化した積立金を用いることも考えられ、今後検討していく必要がある。

積立金の平滑化の方法

【平滑化の考え方】

- 平滑化の基準となる収益(変動の比較的小さいもの)を、基準収益として設定する。
- 毎年度、基準収益を積立金の評価に反映するとともに、基準収益と時価ベースの収益との差(平滑化対象)は、一定期間かけて解消(積立金の評価に反映)することにより、長期的には時価との乖離を一定の範囲に抑えつつ平滑化を図る。

【平滑化の期間】

- 平滑化の期間は、財政検証の間隔である5年とする。

【基準収益と平滑化の対象】

- 企業年金で用いられている積立金の平滑化を参考に、「収益差平滑化方式」により平滑化を行う。

※ 収益差平滑化方式

- … 過去5年度の平均収益(時価ベース)を基準収益とし、「時価ベースの収益」と「過去の平均収益(時価ベース)」との差額を平滑化の対象とする。

【時価ベース収益との差額の解消】

- 平滑化の対象を5年度分平均し、毎年度5分の1ずつ時価との差を解消していく。

《当年度(n年度)に解消する時価ベースとの収益の差(平滑化の対象)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度前分 (n-4年度)
1/5	1/5	1/5	1/5	1/5

《当年度(n年度)に解消されていない平滑化対象(累積)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度以前分 (n-4年度以前分)
4/5	3/5	2/5	1/5	0/5

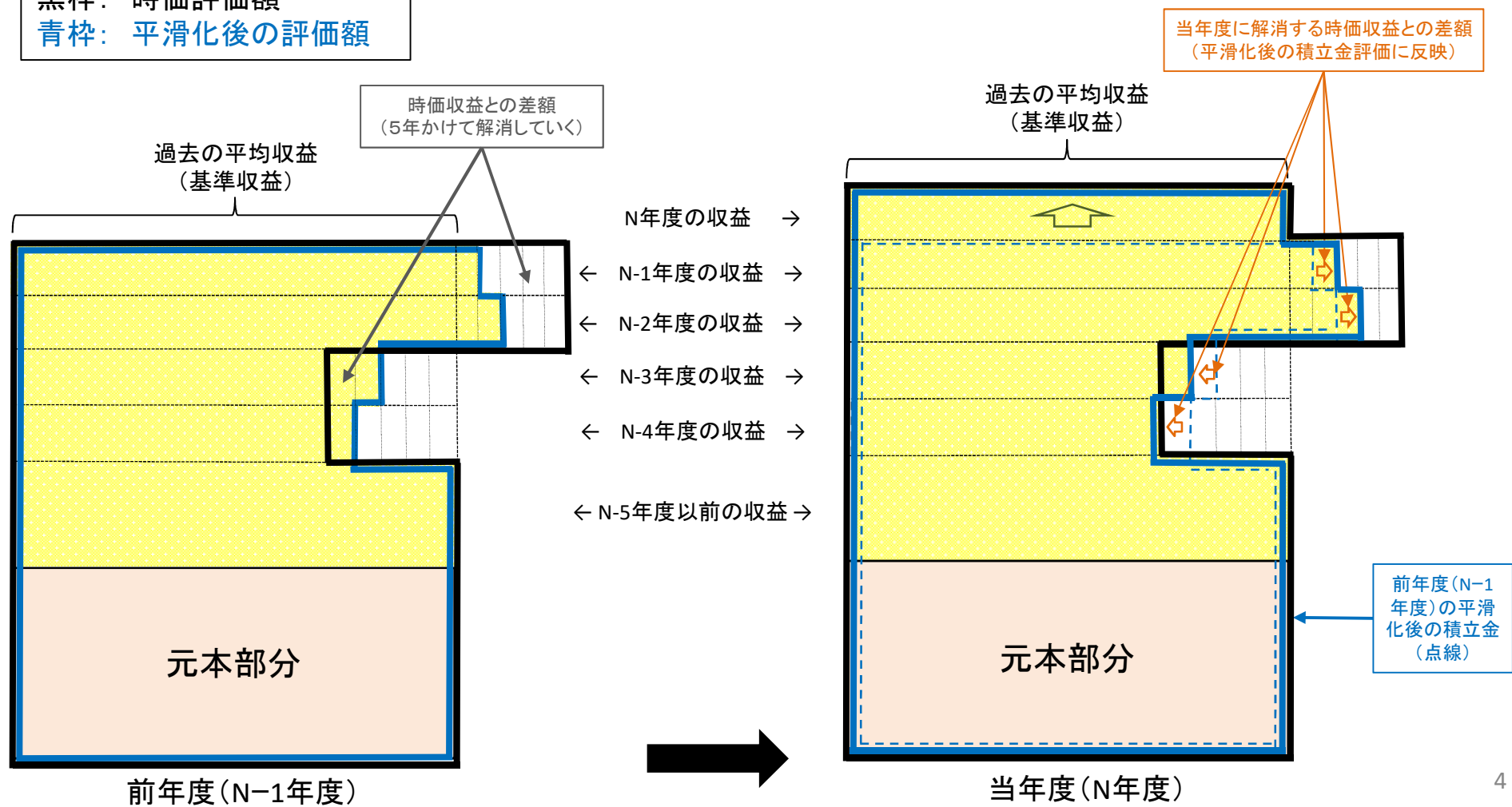
収益差平滑化方式のイメージ図

- 収益差平滑化方式の場合、過去の平均収益(時価ベース)を基準として、収益を積立金評価に反映していくことにより平滑化を図る。
- 「時価ベースの収益」と「過去の平均収益」との差額は5年かけて解消する。これにより、平滑化後の評価額が長期的には時価評価額に連動する。

<平滑化後の積立金のイメージ図>

- ※ 毎年度の収支は省略
- ※ 過去の平均収益(5年間の平均)は毎年度異なるが、簡略化のため、同じにしている。
- ※ 単年度収益がプラスの場合のイメージ図である。

黒枠： 時価評価額
青枠： 平滑化後の評価額



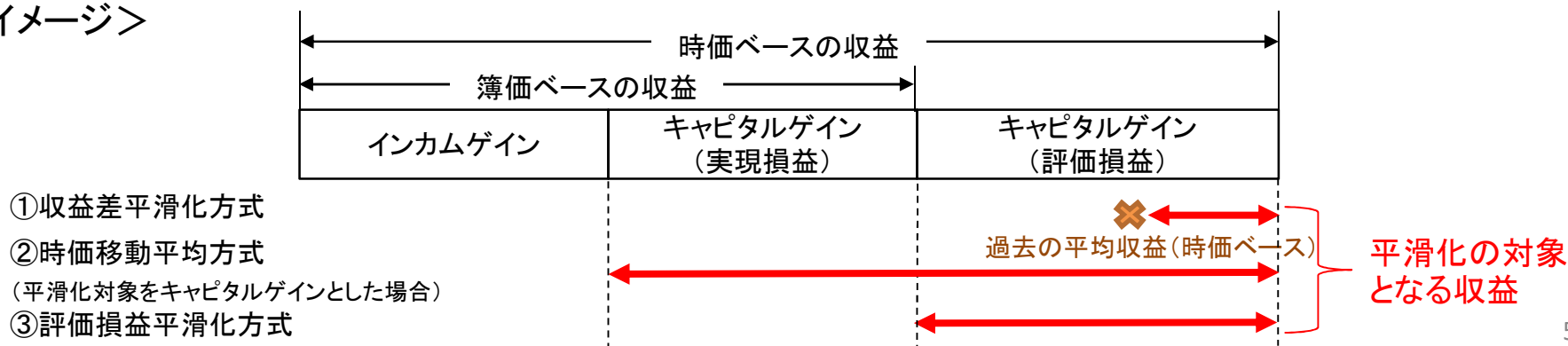
(参考) 企業年金で用いられている積立金の平滑化の方法

○ 確定給付型の企業年金における積立金の額の評価には、時価方式のほか、①収益差平滑化方式、②時価移動平均方式、③評価損益平滑化方式といった数理的評価の方式がある。

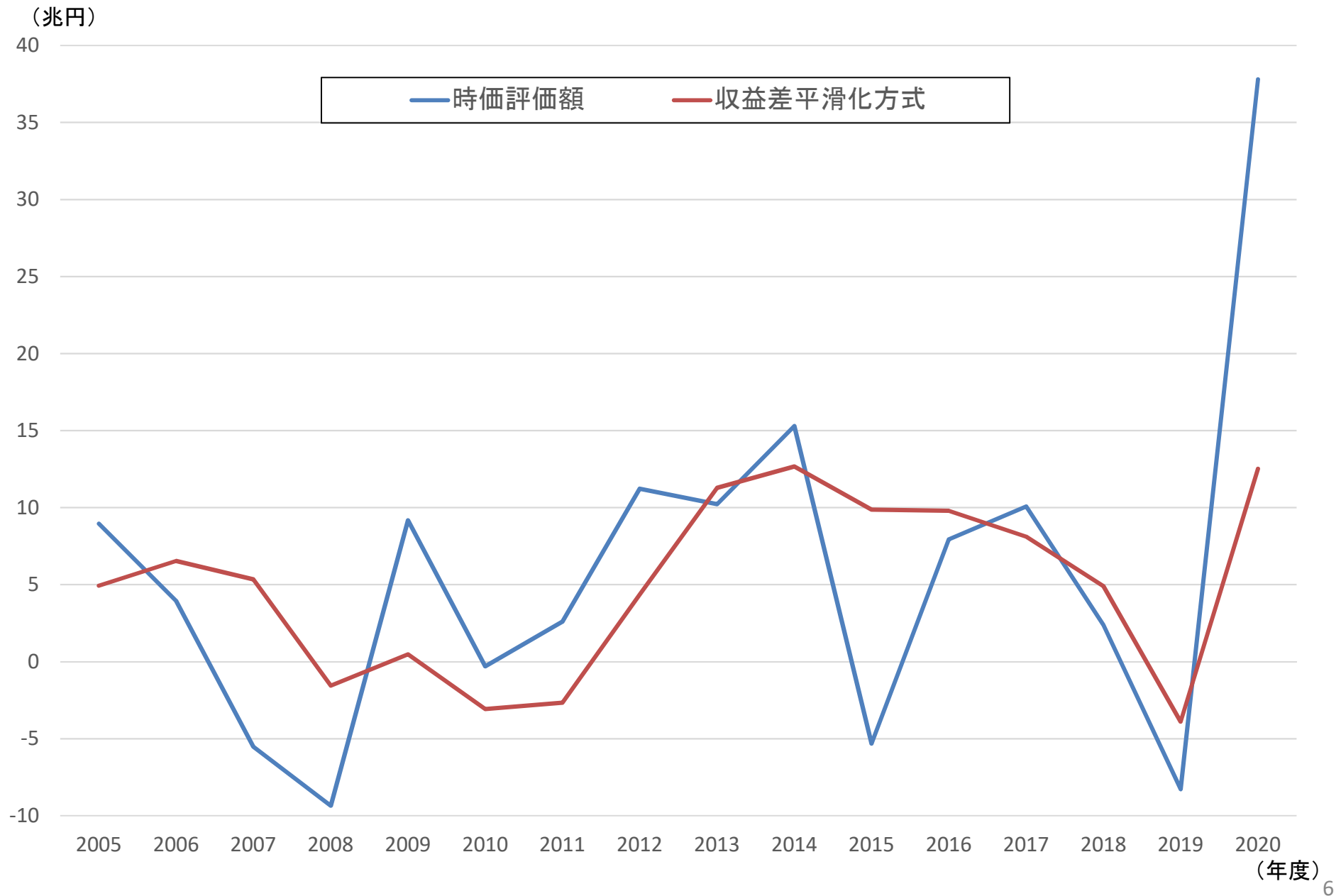
数理的評価の方式	平滑化の対象	特徴
①収益差平滑化方式	・ 時価ベースの収益と平滑化期間の平均収益(時価ベース)との差額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の平均収益(時価ベース)に基づくため、長期的にみると時価に連動する。 ・ 過去の平均収益を基準にするため、過去の平均収益の変動に影響を受ける。
②時価移動平均方式	・ キャピタルゲイン全体(もしくは、時価ベースの収益全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ インカムゲインを基準としているため、他の評価方式と比較すると変動が小さい。 ・ キャピタルゲインの反映が遅れるため、長期的には評価額が時価より低くなる傾向。
③評価損益平滑化方式	・ 時価ベースの収益と簿価ベースの収益の差額(=キャピタルゲインのうち評価損益分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿価ベースの収益を基準としているため、簿価と比較的近い水準になる。 ・ 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こる。

※ 数理的評価に使用する平滑化の期間は、5年以内とされている。
 ※ 数理的評価と時価の許容乖離幅は、時価の15%が上限とされている。

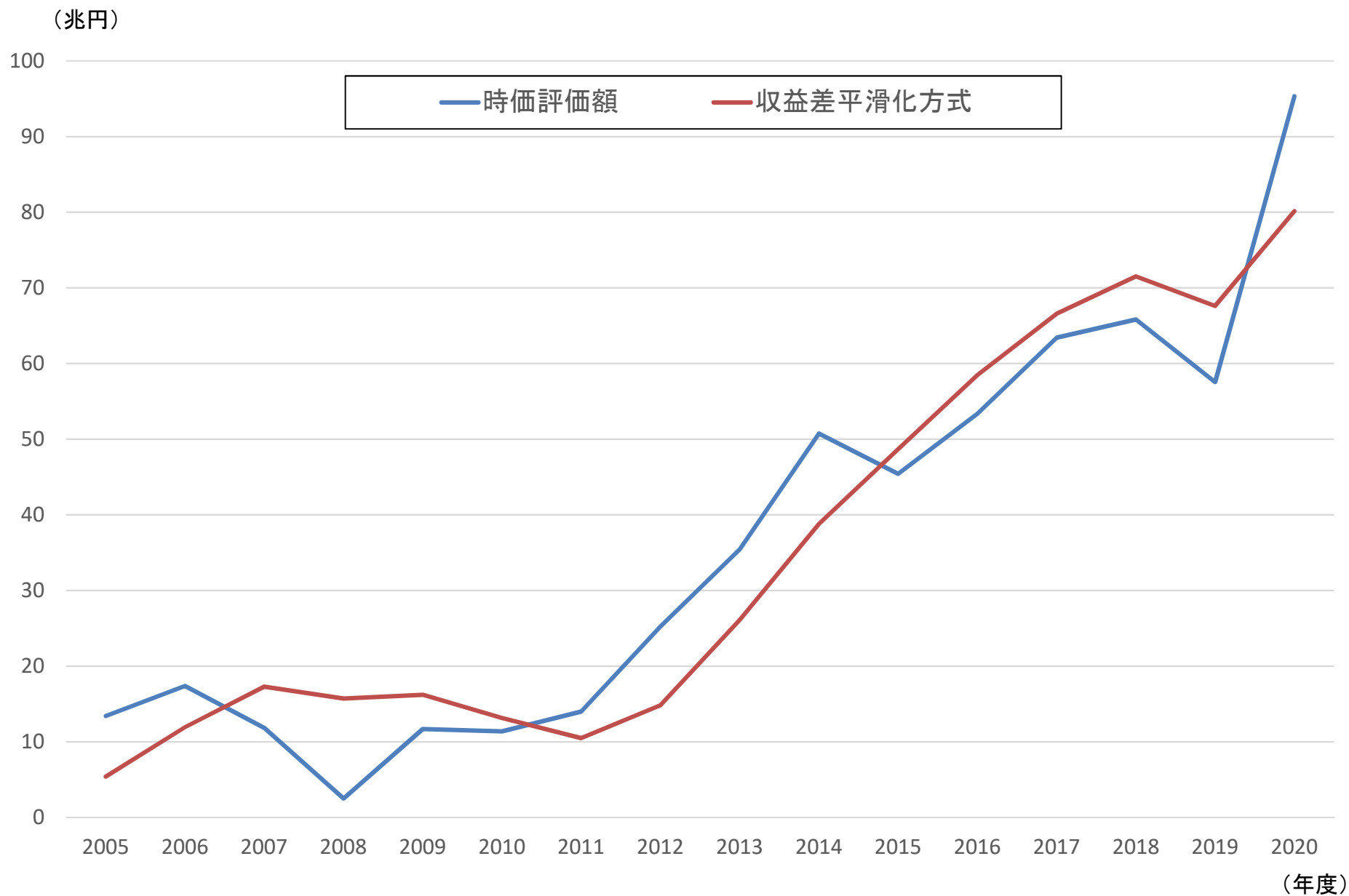
<イメージ>



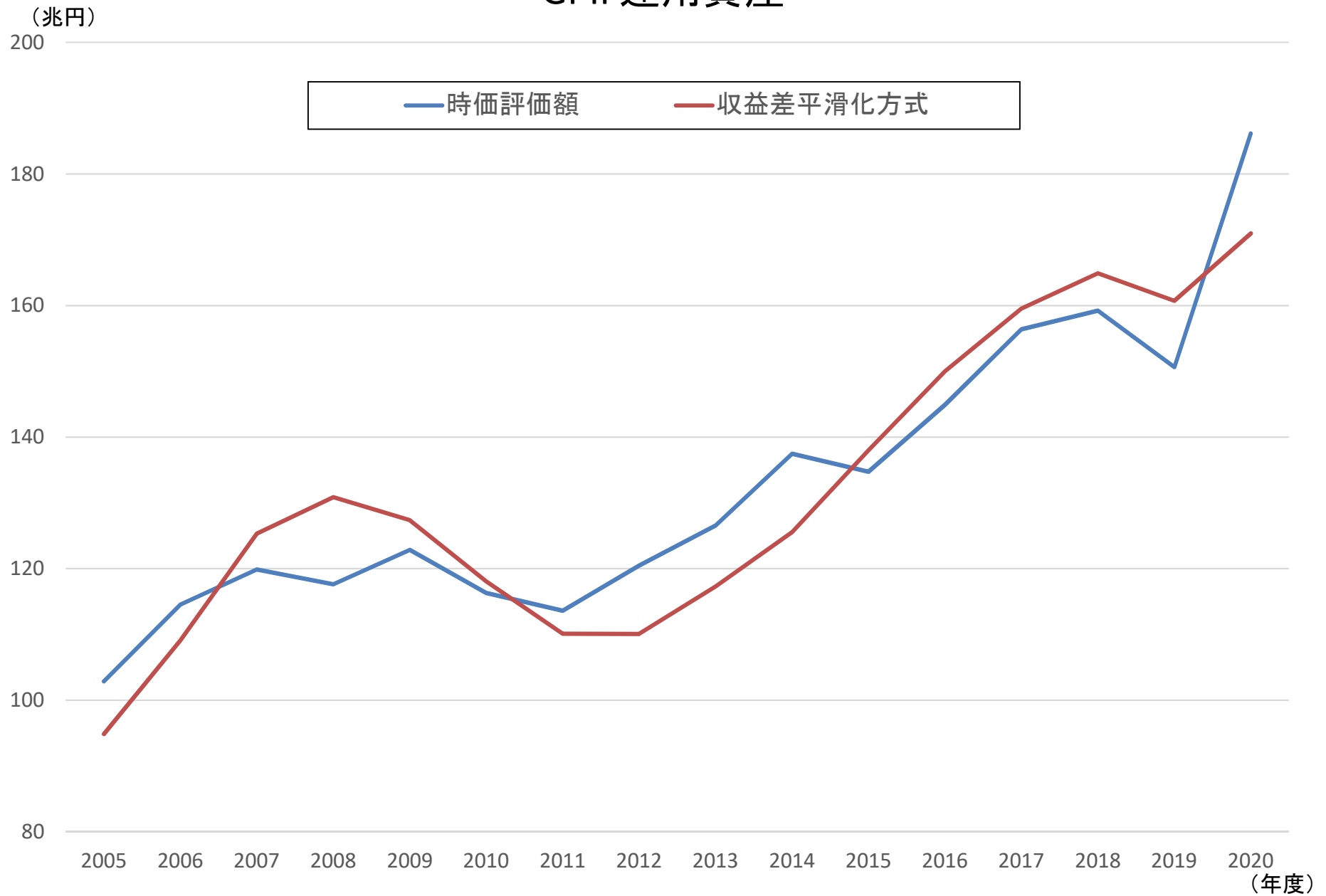
収益額(当年度分)の比較 — GPIF運用資産 —



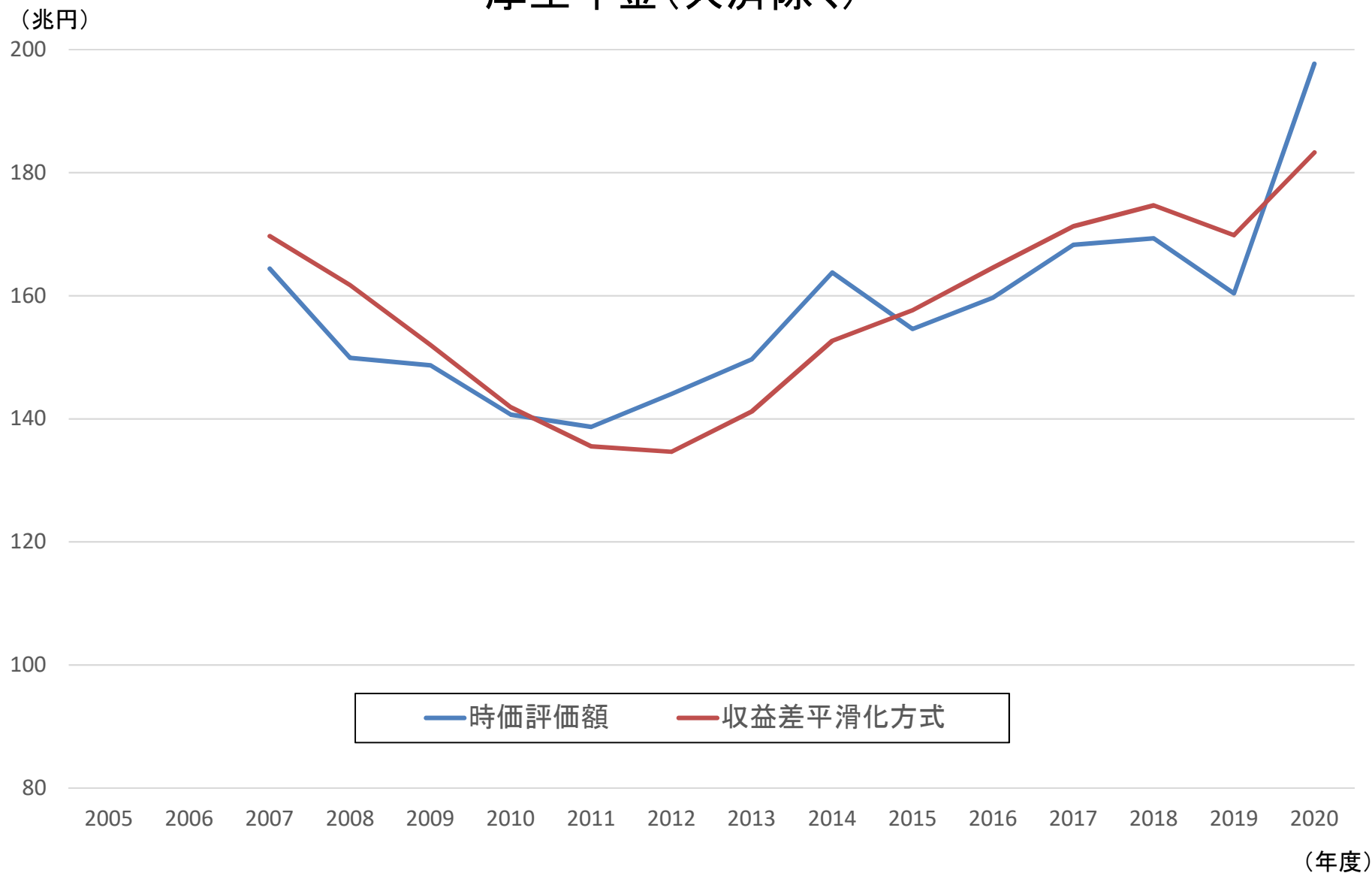
累積収益額の比較 — GPIF運用資産 —



積立金評価額の比較 — GPIF運用資産 —



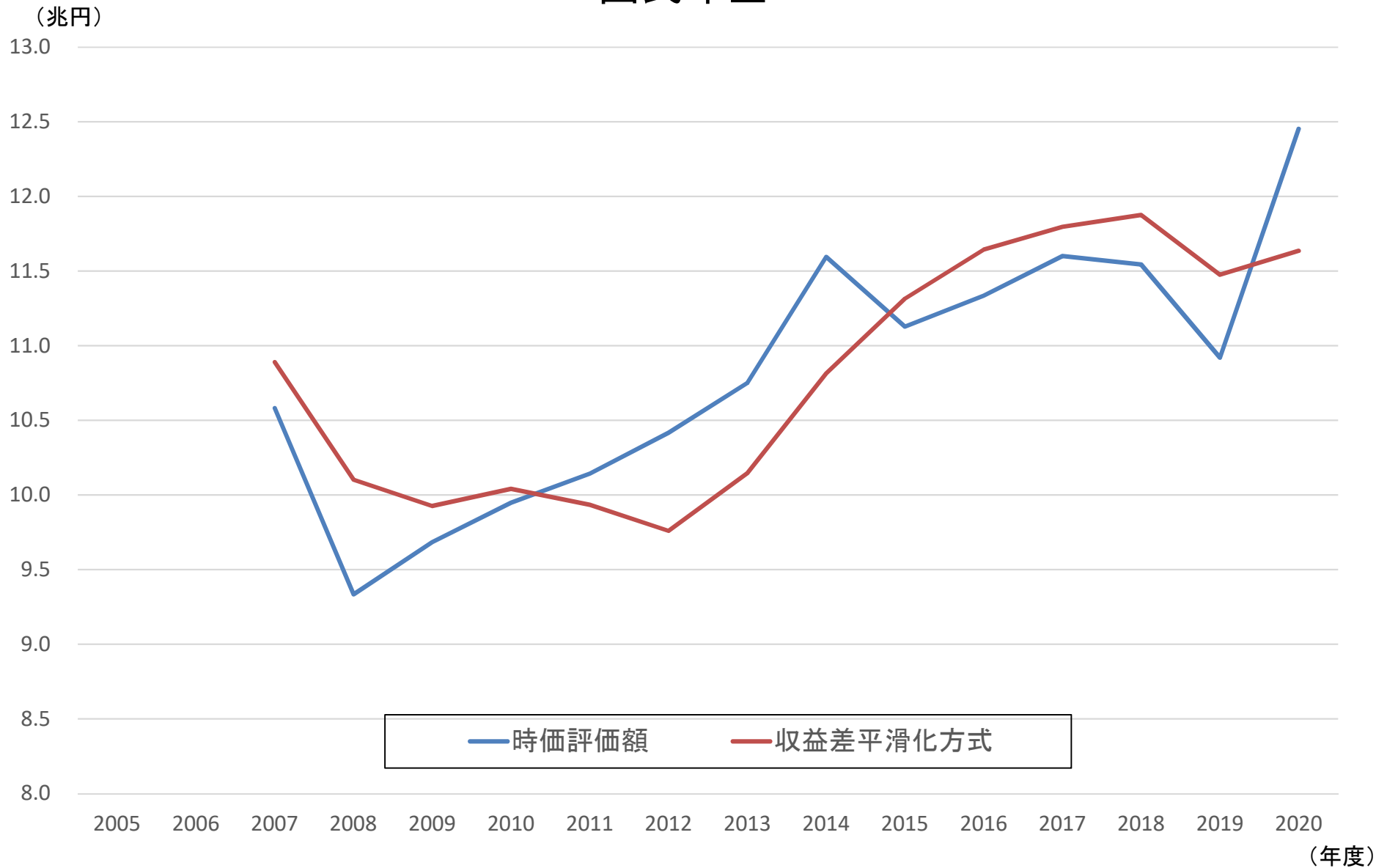
積立金評価額の比較 — 厚生年金(共済除く) —



※1 各評価額は、厚生年金勘定(年金特別会計(預託金)を含む。)のほか、厚生年金基金の責任準備金相当額、国庫負担繰延額を含む。

※2 収益差平滑化方式においては、厚生年金基金の責任準備金相当額・国庫負担繰延額の運用収益は、平滑化の対象としていない。

積立金評価額の比較 — 国民年金 —



※1 各評価額は、国民年金勘定(年金特別会計(預託金)を含む。)のほか、国庫負担繰延額を含む。

※2 収益差平滑化方式においては、国庫負担繰延額の運用収益は、平滑化の対象としていない。

実績と財政検証の比較方法の見直し

実績と財政検証の比較について

【基礎年金拠出金等】

- 従来、財政検証と比較する際は、拠出金の実績（財政検証ベース）として決算額を用いていたが、新しい比較では、確定値（＝当年度の算定基礎の実績から算出した額）を用いることとする。
 - また、実績（財政検証ベース）の収支に確定値を用いるということは、発生主義の考え方に基づくものとなるため、当年度末時点ですでに発生しているものの、支出（または収入）が終了していないものについては、未払金（または過払金）として当年度末積立金に計上する。
- ※ 基礎年金拠出金のほか、厚生年金拠出金、基礎年金交付金、厚生年金交付金、国庫負担についても同様

【保険料収入】

- 国民年金保険料については、保険料を納めすぎた場合など、保険料を払い戻す必要が生じた際には、過誤納として扱い、払戻しの処理を行う仕組みとなっている。
（例：保険料を1年分前納を行った後に、年度途中で2号被保険者となった場合 など）
 - 決算における「保険料収入」には、その後払い戻された保険料も含む、当年度に納付された保険料が計上されている一方で、当年度に払い戻された保険料については「その他支出」に計上されているところ。
 - 従来、財政検証と比較する際は、決算上の数値をそのまま用いていたが、新しい比較では、過誤納の払戻しを控除することとする。
- ※ 厚生年金勘定についても同様

(参考)2020年度の収支状況(見直し後での比較)

<国民年金勘定>

(兆円)

	収入					支出				収支残	年度末積立金 (時価ベース) [平滑化後]
	保険料	国庫負担	運用収益 (時価ベース)	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	その他	計		
実績 (財政検証ベース)	1.29	1.86	2.05	0.01	5.22	0.10	3.28	0.06	3.44	1.77	12.45 [11.64]
将来見通し	1.29	1.88	0.19	0.01	3.37	0.10	3.31	0.05	3.46	▲0.09	11.35
差	▲0.01	▲0.02	1.86	0.00	1.84	0.00	▲0.03	0.01	▲0.01	1.86	1.10 [0.29]

<厚生年金勘定>

(兆円)

	収入						支出					収支残	年度末積立金 (時価ベース) [平滑化後]
	保険料	国庫負担	厚生年金拠 出金収入	運用収益 (時価ベース)	その他	計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 交付金	その他	計		
実績 (財政検証ベース)	32.1	9.8	4.5	37.2	0.2	83.7	23.9	18.9	4.7	0.2	47.6	36.1	197.7 [183.3]
将来見通し	32.5	9.8	4.6	2.9	0.2	50.0	24.3	19.0	4.7	0.2	48.2	1.8	173.1
差	▲0.4	▲0.1	0.0	34.3	0.0	33.7	▲0.4	▲0.1	0.0	0.0	▲0.5	34.2	24.6 [10.2]

※ 将来見通しは、2019年財政検証ケースⅢの数値